



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR R デルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

訪問介護事業者の倒産が過去最多に

～株式会社東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは9月15日、今年1～8月に倒産した訪問介護事業者が44件だったことを公表した。昨年同期間と比べて14件増加し、調査を開始した2000年以降の同期間では過去最多を更新した。

原因別では、「販売不振(売上不振)」が33件で最多。次いで「その他(偶発的原因)」が4件、「運転資金の欠乏」が3件と続いている。販売不振が7割強を占め、利用者減が続く事業者の倒産が目立ったかたちだ。負債額別では、1,000万円以上5,000万円未満が最多で34件(構成比77.2%)、5,000万円以上1億円未満が6件(同13.6%)と、小・零細規模の倒産が9割を占めた。そのほかは1億円以上5億円未満の4件(同9.0%)で、5億円以上の大型倒産はなかった。

倒産件数はこれまで、利用控えが影響した2020年の42件が最多だったが、その後はコロナ関連の支援が拡充され小康状態に。しかし、今年に入ると、経済活動の活発化で人材の獲得競争が激化したことによるヘルパー不足が深刻化し、燃料代や介護用品等の値上げも追い打ちをかけた。このペースで推移すれば、年間(1～12月)倒産件数が、過去最多だった2019年の58件を大幅に上回る可能性も高まっている。

厚生労働省によると、昨年度のヘルパーの有効求人倍率は15.5倍と過去最高を記録し、65歳以上のヘルパーが4人に1人(24.4%)と高齢化も進んでいる。また、在宅介護のうちホームヘルプのサービス量は2020年度の実績114万人に対し、2040年度は152万人と3割強増える見込みだが、訪問介護事業所数は微増にとどまり、サービスを受けられない利用者が増える可能性も指摘されている。

同社では、ヘルパー不足や物価高が訪問介護事業に打撃を与えており、早急な解消も見通せない状況のなか、今後も倒産が増える可能性が高まってきたと見ている。

「統計からみた我が国の高齢者」のすがたを公表

～総務省

総務省統計局は9月17日、敬老の日(9月18日)にちなみ、「統計からみた我が国の高齢者」のすがたを公表した。

それによると、高齢者人口(今年9月15日現在の人口推計)は1950年以降初めて減少したが、総人口に占める高齢者人口の割合は29.1%と過去最高を記録。75歳以上人口が初めて2,000万人を超え、10人に1人が80歳以上となった。これらの数字は、世界200の国と地域のなかで最も高い水準にある。

また、高齢者の就業(労働力調査、就業構造基本調査)を見ると、高齢就業者数は19年連続の増加で912万人と過去最多を記録。就業者総数に占める高齢就業者の割合も13.6%と過去最高に。高齢雇用者に占める非正規職員・従業員の割合は76.4%で前年比0.5ポイント上昇しているが、65～69歳では3年連続で低下している。

高齢の就業希望者が最も希望する仕事の種類は、男性が「専門的・技術的職業」、女性が「サービス職業」。そのなかで、「医療、福祉」の高齢就業者数が10年前の2.7倍になっているのが特徴的である。ちなみに、高齢者の有業率が最も高い都道府県は男性が山梨県、女性が福井県となっている。

百歳以上高齢者9万2,139人 過去最多を更新

～厚生労働省

厚生労働省は9月15日、1963年以来続けている「百歳高齢者表彰」に関して、今年度の対象者が4万7,107人になると公表した(今年度中に百歳に到達し、または到達する見込みで、9月15日の「老人の日」に存命の人が対象。前年度比1,966人増)。男女別にみると男性6,727人に対して、女性が4万380人と6倍以上となっている。

今回のお祝い状および記念品贈呈対象者(国内在住)を都道府県別に見ると、最多が東京都3,686人で、以下に神奈川県2,506人、大阪府2,376人、北海道2,357人、福岡県1,986人、兵庫県1,968人、愛知県1,805人、埼玉県1,678人、千葉県1,676人、広島県1,395人と続いている。最も少ないのは鳥取県の318人。

また、9月1日現在の住民基本台帳に基づく百歳以上高齢者の総数は9万2,139人で、前年比1,613人の増加と過去最多を更新した。老人福祉法が制定された1963年の百歳以上は153人だったことから、この60年で、その数は602倍に。60年間の百歳以上人口の歴史を振り返ると、1981年に1,000人を、1998年に1万人を、2012年に5万人を、2015年に6万人を、2019年に7万人を超え、翌年2020年には一気に8万人超と急激な増加傾向を見せている。9万2,139人を男女別に見ると、女性が8万1,589人で全体の約89%を占めている。

報酬体系の簡素化を議論 介護施設のコロナ特例縮小へ

～厚生労働省

厚生労働省は9月15日、「第224回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進」「制度の安定性・持続可能性の確保」などを議論した。

「制度の安定性・持続可能性の確保」では、報酬体系の簡素化について議論されたが、厚労省は、介護保険制度の創設時と比較すると、加算の種類が訪問介護では3から22に、通所介護では5から31に、特養では8から65に、老健では8から71に増えていることなどを指摘。また現在、3本立てになっている処遇改善に関する加算に対する事務負担の大きさを訴える声が多いことを踏まえ、算定率の極めて低い加算を整理することも論点とした。委員からは、「利用者にとって非常にわかりにくくなっている」として簡素化に賛成する意見や、「算定率が高い加算を基本報酬に組み込む場合は、その加算の単位数をそのまま上乗せすべき」「趣旨が重要な加算もあり、サービスのあるべき姿も踏まえた整理が必要」といった声が上がった。

そのほか、「今後の新型コロナウイルス感染症の退院患者受け入れに係る特例的な評価」も議題に。厚労省からは具体的に、今年10月以降、新型コロナの退院患者（自施設から入院したものを除く）を受け入れた場合に介護施設が算定できる退所前連携加算（500単位）について、「算定可能日数を30日から14日とする」との案が示された。これに対して特に反対意見はなく、来年4月以降は同分科会で引き続き議論していくこととなった。

外国人介護人材 人員配置基準上の取り扱いを議論

～厚生労働省

厚生労働省は9月8日、「第223回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催し、「介護人材の確保と介護現場の生産性の向上」をテーマに、▽介護人材の処遇改善等、▽人員配置基準等、▽介護現場の生産性向上の推進／経営の協働化・大規模化、▽外国人介護人材に係る人員配置基準上の取り扱い——を議論した。

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取り扱いでは、EPA介護福祉士候補者および技能実習生について、介護サービスの質の確保等に十分に配慮したうえで「就労開始直後から人員配置基準に算入する」ことが論点に。現在は一部を除き、就労開始から6カ月が経過しないと人員配置基準に算入できないことになっている。委員からは、「ケアの質の低下が懸念されるし、利用者の安全確保にも直結する。安易な緩和をすべきではない」という懸念が示された一方で、利用者の満足度や働きぶりへの評価が高いなどの調査結果を踏まえ、「貴重なサービスの担い手として、就労開始直後から算入できるよう検討してほしい」という声も出た。

3 割超の保険者が低所得者への単独減免を実施

～厚生労働省

厚生労働省は9月11日、「令和4年度介護保険事務調査」の集計結果を各都道府県・市町村などに事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1171)。調査時点は昨年4月1日現在(一部項目を除く)、対象は全国1,571保険者。

65歳以上の第1号被保険者の保険料については、天引きによる特別徴収対象者が約3,234万人で、直接徴収する普通徴収対象者が約360万人。低所得者への単独減免を実施している保険者は512(32.6%)で、このうち保険料減免の3原則(個別申請により判定、全額免除を行わない、一般財源の繰り入れを行わない)の範囲内で行っている保険者は453だった。

任意事業の地域支援事業については、福祉用具・住宅改修支援事業を907市町村(57.7%)、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業を107市町村(6.8%)、栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業を319市町村(20.3%)が実施している(いずれも重複あり)。

管理者のテレワークに関する考え方や環境整備を提示

～厚生労働省

厚生労働省は9月5日、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項」について各都道府県・市町村などに事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1169)。

昨年6月3日に出された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(デジタル臨時行政調査会)のなかで、物理的に常に事業所や現場に留まることを求めない「常駐規制」の見直しを行う方針が示された。介護事業所などの管理者の「常駐」については必要な対応を今年9月までに行うとされており、本事務連絡では管理者による情報通信機器を活用した「遠隔での業務の実施(以下、テレワーク)に関する基本的な考え方」を明らかにした。

「テレワークに関する基本的な考え方」については、介護事業所などの管理に支障が生じない範囲において可能であると明示した。しかし、管理者が管理者以外のほかの職種(介護職など)を兼務する場合の当該業務にも通用するものではないとしている。「管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方」については、管理者以外の従業者に過度な負担が生じないように留意したうえで、管理者の責務を果たせる体制を整えることや、適切に連絡がとれテレワークを円滑に行える関係を日頃から築くことなどを明示。緊急時の対応についても予め対応の流れを決め、必要に応じて速やかに出勤できるようにしておくこととした。また、「テレワークの環境整備に関する事項」では、利用者やその家族の個人情報の漏洩防止や、外部からの不正アクセス防止の措置を講じることなどの留意点が提示された。

管理職以外の職種の考え方については、今年度中に示すこととしている。